

社会福祉法人松寿会特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム松寿園運営規程

平成18年10月 1日施行

改 正 平成26年4月 1日施行

平成27年8月 1日施行

平成30年8月 1日施行

令和6年4月 1日施行

令和8年7月 1日施行

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人松寿会が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。
- 2 この規程は、社会福祉法人松寿会事業運営規程に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 特定施設入居者生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態になった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助を行う。
- 2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は、介護予防にあつては介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態になった場合においても、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 名 称 社会福祉法人松寿会 特定施設入居者生活介護養護老人ホーム松寿園

② 所在地 秋田市浜田字陳ケ原15番地5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は、事業所の生活相談員等その他の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の生活相談及び援助の立案、実施に関する業務を行う。また、計画作成担当者と連携を図り特定施設サービス計画につなげる。

③ 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、利用者に係る特定施設サービス計画を作成、実施状況を把握し、利用者の生活状況及び身体状況に応じて計画の変更を行う。

④ 介護職員 9名以上

介護職員は、入所者の日常生活全般にわたる介護業務等を行う。

⑤ 看護職員 1名以上

看護職員は、入所者の保健衛生管理及び看護業務等を行う。

⑥ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

なお、職員数には兼務を含むものとする。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその員数を越え又はその他の職員を置くことができる。

(利用者の定員及び居室数)

第5条 利用者の定員及び居室を次のとおりと定める。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合においては、この限りではない。

① 養護老人ホームの定員50名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は30名とする。

② 養護老人ホームの居室数34室のうち、その一部を特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室とする。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容、利用料等)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、当該サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、提供したサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割(一定以上の所得がある方は2割又は3割)の額とする。

① 施設は、利用者がその心身の状況及びその有する能力に応じて安心して自立した日常生活が営むことができるよう安否確認も含め適切な支援を行う。

- ② 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又は家族等からの相談に適切に応じるとともに、生活に必要な支援を行う。
 - ③ 計画作成担当者は、サービスの提供にあたり、利用者の希望や把握された解決すべき課題を踏まえて、サービスの目標及び具体的なサービス内容、提供上の留意点等を盛り込んだ計画を作成し、その内容について利用者又は家族等に対して説明の上、文書により同意を得るものとする。
 - ④ 計画作成担当者は、利用者の生活状況を常に把握し、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行う。
- 2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費とする。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合においては、利用者又は家族等に対して事前に文書で説明した上で、支払い等に同意をする旨の文書(契約書)に署名(記名押印)を受けることとする。

(利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続等)

第7条 利用者から居室の変更希望の申し出があった場合には、居室の空き状況により施設での可否を決定する。

- 2 利用者の心身の状況等により居室を変更する必要があると思われる場合においては、利用者とその家族等と協議の上決定する。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第8条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備等は他の迷惑にならないように利用する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 生活相談員等は、利用者に病状の急変やその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 社会福祉法人松寿会防火管理規程に準ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、生活相談員等の資質向上を図るために研修等の機会を設けるものとする。

- 2 個人情報に関する事項については、社会福祉法人松寿会個人情報に関する基本規則に準ずるものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人松寿会と事業所の管

理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年7月1日から施行する。